



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

各種技術を学びに日本に来ている外国人技能実習生の保護が厚くなります。
今回取り上げる民法改正のトピックスは「定型約款」です。

◇技能実習法が11月1日から施行されます！

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律)

1 概要

外国人が日本で働く場合には、在留資格が必要であり、働くための在留資格は基本的に専門知識または専門技能が必要ですが、農業、漁業、建設関係等の一定の職種については、「技能実習」という在留資格に基づいて、外国人の出身国では修得が困難な技能等の修得を図るために外国人が来日して働くことが認められています（現在は約23万人います）。この在留資格について、法改正がありました。

2 実習期間が3年から5年へ

従前の入管法では、「技能実習」の在留資格で日本に滞在できる期間が最大3年間でしたが、これからは**最大5年間に延長**されます。但し、途中で1か月以上の一時帰国が必要です。

3 受け入れ人数上限の拡大

技能実習生の**受け入れ人数**（受け入れ企業または団体の常勤職員の総数に比例）の**上限が引き上げ**られました。

4 「介護」職種への適用拡大

「技能実習」資格の対象職種に介護職種が加えられ、**介護職種**として外国人を日本で雇用することができるようになりました。

5 制度の強化・外国人技能実習機構の新設

これまで入国管理局が担っていた技能実習に関する各種報告や届出等について、本年1月に新規設立された**外国人技能実習機構**が担うことになりました。受け入れ企業または団体は外国人の来日前に団体の許可を受け、または届出を行い、実習生毎の技能実習計画も事前に認定を得なければなりません。

6 外国人の保護

技能実習名目で外国人が違法に労働される事態を防止すべく、技能実習を強制する行為、違約金を定める行為、貯蓄金を管理する契約を締結する行為、旅券等を保管する行為、私生活の自由を不当に制限する行為等について、**罰則**が定められ、**外国人相談窓口**も整備されるようになりました。

◆「定型約款」〈連載民法大改正(第5回)〉(2020年6月2日までに施行予定)

予め用意された一定の契約条項を定める約款を利用することで、個別の交渉を省き、迅速な取引を実現することができます。このような約款は、毎日大量に行われる定型的取引において特に重要

となりますが、今回、**定型約款に関する規定が新設**され、従前判例の集積によって形成されていたルールが明文化されました。

1 定型約款の定義

定型約款とは次の要件を満たすものを指します（改正法548条の2第1項）。

- ①相手方が**不特定**であること
- ②**定型取引**（取引の内容が画一的であることが、当事者にとって合理的である取引）に用いられること
- ③当該定型取引において、契約の内容とすることを目的として、**その特定の者により準備**されたものであること

2 定型約款におけるみなし合意

次の要件を満たす場合には、当事者は定型約款の個別条項についても合意したものと看做されます（改正法548条の2第1項）。

- ①定型取引を行うことについて**合意**したこと
- ②-1 定型約款を契約の内容とする旨の合意をすること

又は、

- ②-2 定型約款を準備した者が予めその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に**表示**していること

*但し、一定の事由が認められる場合には、合意をしなかったものとみなされます（改正法548条の2第2項参照）

3 定型約款の開示義務

定型約款を準備した者は、相手方から求められた場合には、定型取引についての合意の前後に、**定型約款の内容を相手方に対して示さなければなりません**（改正法548条の3第1項本文）。

4 定型約款の変更

法令の改正や社会情勢の変化等により、定型約款を使用した契約の内容を変更する必要がある場合、次の要件を満たす必要があります（改正法548条の4第1項）。

- ①定型約款の変更が、相手方の**一般的利益に適合**すること
- ②定型約款の変更が、契約の目的に反しない上、諸事情に照らして合理的なものであること

以上大まかにご説明しましたが、定型約款を日常的に使用している業界では、民法改正に向けて綿密な準備が必要になりますのでご注意ください。（友成、門屋）

今回は紙幅の都合で「法務トピックス」をお休みさせていただきました。次号をお楽しみに！